免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１３９２号
横浜市港北区篠原東１丁目４番51―７号
破産者　神谷　亮吉
免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
平成27年12月21日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３５３６号
大阪市西区京町堀２丁目４番１―2502号
破産者　境　　髙彦
免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
平成27年12月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９１７号
埼玉県志木市下宗岡２丁目９番30号
破産者　村野　　敦
免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
平成27年12月18日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

免責許可決定

平成２７年（フ）第４７号
長野県伊那市西町6061番地11
破産者　網野　幸治
１　決定年月日　平成27年12月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第７号
北海道滝川市栄町３丁目３番11―101号
清算株式会社　株式会社高林
代表清算人　丸山　　健
１　決定年月日　平成27年12月17日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
札幌地方裁判所滝川支部

平成２７年（ヒ）第６号
釧路市入舟６丁目３番25号
清算株式会社　ケーエフ株式会社
代表清算人　橋本　昭夫
１　決定年月日　平成27年12月15日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
釧路地方裁判所民事部

平成２７年（ヒ）第３０２２号
大阪市西成区岸里東１丁目14番４号
清算株式会社　株式会社Ｆ＆Ａ
代表清算人　米澤　豊博
１　決定年月日　平成27年12月18日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（ヒ）第３０２３号
大阪市中央区宗右衛門町１番１号
清算株式会社　株式会社サンリカー
代表清算人　浅野　佳子
１　決定年月日　平成27年12月18日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（ヒ）第３０２４号
大阪府東大阪市元町２丁目2109番地の１
清算株式会社　株式会社太陽リカー
代表清算人　浅野　佳子
１　決定年月日　平成27年12月18日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（ヒ）第１１号
徳島市幸町１丁目６番地
清算株式会社　株式会社エディ商事
代表清算人　永沢　　徹
１　決定年月日　平成27年12月16日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
徳島地方裁判所民事部

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第１００４号
千葉県市川市原木１丁目２番20号
清算株式会社　厚木メモリアルパーク株式会社
１　決定年月日　平成27年12月17日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
千葉地方裁判所民事第４部

平成２７年（ヒ）第２０２７号
東京都港区西新橋１丁目22番14―1001号
清算株式会社　熱海管財株式会社
１　決定年月日　平成27年12月18日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第２０６０号
東京都千代田区大手町１丁目８番１号ＫＤＤＩ大手町ビル19階
清算株式会社　株式会社ＫＴＡ
代表清算人　矢口　敦士
１　決定年月日　平成27年12月18日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　定義
「一般債権」とは、会社法第515条第３項の協定債権のことをいい、かかる一般債権を有する協定債権者を「一般債権者」という。
２　開始決定後の利息・遅延損害金の免除
清算株式会社は一般債権者から、本協定認可決定確定時に、一般債権のうち特別清算開始決定日以後に発生する利息及び遅延損害金の全額について免除を受ける（以下、本項による免除分を除いた一般債権を「確定一般債権」という。）。
３　弁済の時期及び方法
清算株式会社は、確定一般債権に対し、同社の所有する全資産の換価処分及び回収が完了（以下、当該時点を「全資産処分完了時点」という。）した後１か月以内に、以下の方法にて弁済を行う。
⑴　弁済原資
全資産処分完了時点において清算株式会社の保有する現預金から、今後清算結了までに発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた費用及び特別清算手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を、弁済原資とする。
⑵　弁済の方法
上記⑴の弁済原資を、本協定認可決定確定時における各一般債権者の確定一般債権の債権額により按分して、各一般債権者に対する弁済額を算定する（１円未満の端数は切り捨てる。）。弁済は、一般債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
４　残債務の免除
清算株式会社は一般債権者から、前項の弁済の完了時に、前項の弁済後の確定一般債権の残債務全額について免除を受ける。
５　追加弁済
上記３による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各一般債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、上記３⑵の基準に従い弁済する。この場合においては、各一般債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たになされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２７年（再）第１０号
大阪府東大阪市小阪本町１丁目１番20号
再生債務者　古名手啓輔
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市中央区安土町２丁目２番15号ハウザー堺筋本町駅前ビル３階　堺筋駅前法律事務所　弁護士　井上　周一
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務及び日常生活に関するものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引及び保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁契約
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し